

環境行政のあゆみ

年月	市 関 連 事 項	年月	そ の 他
昭和		昭和	
42. 8	衛生部環境衛生課に公害担当参事を置く	42. 8	公害対策基本法制定
43. 7	行政部に市民安全課を新設	43. 6	大気汚染防止法並びに騒音規制法制定 (43. 12. 1 施行)
44. 1	公害対策審議会条例制定	44. 2	二酸化硫黄による大気汚染に係る環境基準 閣議決定
45. 6	騒音規制法に基づく指定地域となる	45. 2	大気汚染に係る環境基準に一酸化炭素を追加
		7	鹿児島県公害防止条例制定 (旧条例)
46. 10	大気汚染防止法の政令市となる (事業場のみ) 環境保全室新設 (市民安全課)	12	水質汚濁防止法制定 (46. 6. 24施行)
		46. 5	騒音に係る環境基準閣議決定
12	公害監視車 (普通ライトバン) 購入	6	悪臭防止法制定 (47. 5. 31施行)
47. 7	降下ばいじん、PbO <sub>2</sub> 法による測定開始 (12か所)	7	環境庁発足
		10	鹿児島県公害防止条例制定
48. 4	鹿児島市民の環境をよくする条例制定 (49. 1. 9 施行)	47. 6	国連人間環境会議 (ストックホルム) 開催 稲荷川、甲突川、新川、脇田川の水質環境基 準類型指定告示
7	環境保全局環境保全部新設 公害対策課14人	48. 4	水質上乗せ排水基準条例施行 (県条例)
12	大気汚染常時監視市役所局測定開始	5	大気汚染に係る環境基準に二酸化窒素、 光化学オキシダントを追加
49. 4	高見馬場交差点に騒音表示塔設置	6	都市計画法による用途地域告示
5	水質汚濁防止法の政令市となる	12	航空機騒音に係る環境基準告示
7	大気汚染常時監視南消防署局測定開始	49. 6	和田川、永田川の水質環境基準類型指定告示
8	錫山地区でヒ素含有水源発見		
10	市民局衛生部衛生検査センターに水質検査のた めの公害検査係 (3人) を新設	50. 2	大気汚染防止法のK値22.2から14.6に改正
50. 2	採水車購入	7	鹿児島湾の水質環境基準類型指定告示
3	新栄町に水質検査所を建築		
10	環境騒音測定開始 (100地点)	51. 6	新幹線鉄道騒音に係る環境基準告示
51. 5	地下水揚水量等実態調査開始		
7	地下水揚水実態調査中間発表	51. 6	新大隅開発計画試案公表 (鹿児島県) 振動規制法 (51. 12. 1 施行)
8	環境保全局環境保全部廃止 環境局公害衛生部 公害対策課設置 企画調整係、大気騒音係、水 質係、試験検査係 (公害検査所) を置く	10	大気汚染防止法のK値14.6から14.5に改正
52. 6	公害未然防止指導要綱制定	52. 2	鹿児島市基本計画見直し
	鹿児島湾赤潮発生・ハマチ大量死	5	九州都市公害行政連絡会議 (14市) 発足
9	特定工場における公害防止組織の整備に関する 法律の政令市となる (水質、騒音、振動の工場 分のみ)		
10	大気汚染常時監視南消防署局を谷山福祉会館に 移設	53. 2	新大隅開発計画 (案) に係る環境アセスメン ト報告書
53. 3	大気汚染監視センター設置、テレメーター導入	7	大気汚染に係る環境基準に二酸化窒素を追加
4	降下ばいじん、PbO <sub>2</sub> 法による測定地点増設 (6か所)	11	鹿児島湾環境行政連絡会議 (県及び5市19町) 発足
7	騒音パトロールカー購入	54. 4	甲突川 (岩崎橋から下流) 水質環境基準改正
11	振動規制法に基づく指定地域となる	5	鹿児島湾水質環境管理計画 (鹿児島湾ブルー 計画) 公表
54. 10	悪臭防止法に基づく指定地域となる 地下水位観測調査の中間報告を発表	7	水質上乗せ排水基準条例改正 (県条例)
55. 8	試験検査係へ1名増員 (計4人)		
56. 2	大気汚染常時監視有村局測定開始		
12	水準基標の設置開始 (6基)		
57. 3	鹿児島市民の環境をよくする条例改正 (深夜営 業騒音) (57. 6. 22 施行)		
58. 5	稲荷川浄化対策協議会設置		

年月	市 関 連 事 項	年月	そ の 他
59. 3	IHI、県、市で環境保全協定締結		
5	地下水利用適正化調査開始、観測井4ヶ所設置		
6	騒音・振動に係る規制地域の変更		
61. 3	環境庁主催「青空観察コンテスト」参加	60. 2	「風営法」の大幅改正によりカラオケ騒音に音量規制導入
4	河川浄化対策委員会設置（稲荷川浄化対策協議会を改組）	8	騒音に係る環境基準の類型指定告示
5	生活排水等対策推進要綱制定	61. 3	第2期鹿児島湾水質環境管理計画（新・鹿児島湾ブルー計画）策定
	水質環境管理計画基礎調査開始		
62. 4	降下ばいじん、PbO <sub>2</sub> 法による測定地点見直し（8地点に削減）	62. 1	SO <sub>2</sub> 測定範囲10ppmに拡大
8	環境庁主催「星空の街－スターウォッチング」参加		
9	大気汚染常時監視谷山福祉会館局を谷山支所に移設		
63. 1	大気汚染監視システム変更、パーソナルコンピュータ導入		
2	大気汚染常時監視黒神局測定開始		
4	生活排水等対策推進要綱の指導基準改正（特別地域の50人槽規模以下への適用） 合併浄化槽の補助制度創設（環境事業部管理課）		
平成		平成	
元. 1	市役所本庁に石けん展示コーナー設置	2.12	鹿児島県環境影響評価要綱制定
5	鹿児島市民の環境をよくする条例改正（元. 9. 1 施行）	4. 6	「国連環境開発会議」ブラジルサミット開催 リオ宣言、アジェンダ21採択
11	鹿児島市水環境計画策定	5. 4	水質環境基準項目に有害物質15項目追加
3. 4	水質係1名増（6人）大気騒音係1名減（5人）	10	排水基準項目に窒素・リン追加
4. 3	鹿児島市民の環境をよくする条例改正（罰金額）（4. 4. 1 施行）	11	環境基本法の公布
4	機構改革により自然保護の業務も統合し環境局環境保全部環境保全課となる 環境保全係（8人）、大気騒音係（5人） 水質係（6人）、試験検査係（4人）	6. 2	排水基準項目に有害物質13項目追加
5. 9	未規制大気汚染物質（テトラクロエチレン）の所在把握調査	12	環境基本計画の策定
7. 3	大気汚染監視システム更新	7. 3	第3期鹿児島湾水質環境管理計画策定
8. 3	大気汚染常時監視鴨池局測定開始	6	岩崎橋（甲突川）の環境基準類型見直し
4	中核市に指定される		
10	騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の規制地域、規制基準値の変更		
9. 3	鹿児島市民の環境をよくする条例改正（9. 7. 1 施行）	9. 2	有害大気汚染物質に係る環境基準告示
5	環境問題意識調査（～10. 2 迄）	6	環境影響評価法公布（11. 6. 12 施行）
10	有害大気モニタリング開始	12	気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）（COP3）
10. 3	水環境計画改定	10. 1	地球温暖化対策の推進に関する法律公布（11. 4. 8 施行）
5	環境基本計画策定基礎調査（～12. 3 迄）		
	低公害車導入		
8	ダイヤモンド類大気モニタリング（夏期・冬期）開始		

年月	市 関 連 事 項	年月	そ の 他
11. 1	谷山支所に石けん展示コーナー設置	11. 2	水質環境基準項目に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素を追加
2	ダイオキシン類排出口調査開始		
8	中洲小学校自記水位計更新		
9	河川水・環境ホルモン調査		
10	ダイオキシン類土壌調査開始		
11	伊敷支所に石けん展示コーナー設置	11.12	ダイオキシン類に係る環境基準告示
12. 4	機構整備に伴い環境局環境部環境総務課新設	12. 1	ダイオキシン特別措置法施行
	環境保全課、大気騒音係（8人）、	3	鹿児島県環境影響評価条例公布
	水質係（5人）、試験検査係（4人）	12	（12.10.1施行）
9	南小学校自記水位計更新		環境基本計画の見直し（国）
10	鹿児島市環境基本計画策定		
	率先行動計画策定（地球温暖化防止行動含む）		
	（13.4から本格実施）		
	ダイオキシン類水質調査開始		
11	吉野支所に石けん展示コーナー設置		
13. 1	環境政策推進会議設置	13. 1	環境庁が環境省へ昇格
4	内部環境監査体制等の構築開始	4	甲突川環境基準点ひまわり橋を河頭大橋に
5	水生生物生息状況調査開始		に変更（県）
	公害未然防止指導要綱改正	7	有害大気汚染物質に係る環境基準にジクロロ
9	谷山小学校自記水位計更新		メタンを追加
			排水基準項目に硝酸性窒素及び亜硝酸性
			窒素、ふっ素、ほう素、アンモニア性窒素
			を追加
14. 4	生活排水等対策推進要綱改正	14. 5	14.5 土壌汚染対策法公布（15.2.15施行）
8	清和小学校自記水位計更新		
15. 2	鹿児島市地域新エネルギービジョン策定		
15. 4	悪臭防止法の規制基準・規制地域の変更	15. 7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育
	（15.7.1施行）		の推進に関する法律」公布（15.10.1施行）
15.11	「低公害車の公共施設駐車場の使用料減免」開始	15.11	水生生物保全環境基準項目として全亜鉛を追加
16. 3	鹿児島市環境基本条例公布（16.4.1施行）		
	鹿児島市環境保全条例公布（16.4.1施行）		
11	周辺5町と合併		
	合併等に伴う騒音規制法・振動規制法・悪臭		
	防止法の規制地域の変更		
17. 4	環境管理事業所認定制度の開始		
18. 2	環境配慮率先行動計画策定		
	（18.4から本格実施）		
3	学校版環境ISO認定制度の開始		
4	組織整備に伴い環境政策課新設、環境保全課		
	試験検査係は健康福祉局保健所保健環境試験所		
	環境検査係となる		
	環境保全課 大気騒音係（9人）、		
	水質係（6人）		
	PRTR法の事務を県から権限移譲		
12	吉田支所に石けん展示コーナー設置		
19. 3	大気汚染常時監視システム更新	19. 3	黒葛原橋（稻荷川）、松方橋（甲突川）、鶴ヶ
	鹿児島市地球温暖化対策地域推進計画の策定		崎第二橋（新川）、南田橋（脇田井堰から変更）
4	組織整備に伴い環境協働課新設		（脇田川）、潮見橋（和田川）の環境基準類型
6	鹿児島市光化学オキシダント緊急時措置要領		指定見直し
	の制定	5	鹿児島県光化学オキシダント緊急時措置要綱
7	かごしま市地球温暖化対策地域協議会設立		制定
		8	増産橋（本名川）、稔橋（思川）、西俣下橋
			（神之川）、福留橋（下谷口川）、八幡橋
			（八幡川）に水質保全目標を設定
20. 1	郡山支所に石けん展示コーナー設置		
6	環境省「平成の名水百選」に甲突池選定		
10	かごしま環境未来館開館、かごしま環境都市宣言		

年月	市 関 連 事 項	年月	そ の 他
22. 3	松元支所に石けん展示コーナー設置	21. 4	改正土壌汚染対策法公布(22. 4. 1 施行)
4	組織整備に伴う変更	9	大気汚染に係る環境基準に微小粒子状物質を追加
	環境保全課 大気騒音係(8人)、	11	水質環境基準項目に1,4-ジオキサンを追加
	水質係(6人)、浄化設備係(8人)	22. 3	甲突川に水生生物保全環境基準の類型指定(生物B)
12	桜島支所に石けん展示コーナー設置	5	水濁法の一部を改正する法律公布(23. 4. 1 施行)
23. 3	騒音規制法等の規制地域等の変更		
10	喜入支所に石けん展示コーナー設置	23. 6	水濁法の一部を改正する法律公布(24. 6. 1 施行)
24. 3	第二次鹿児島市環境基本計画及び鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン策定		「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布(23. 10. 1 一部施行、24. 10. 1 全面施行)
	かごしま地球温暖化対策地域協議会解散		
	組織整備に伴う変更	24. 3	稲荷側、新川、永田川、脇田川、和田川に水生生物保全環境基準の類型指定(生物B)
4	環境保全課 大気騒音係(8人)、	8	水生生物保全環境基準項目としてノニルフェノールを追加
	水質係(6人)、浄化設備係(7人)		
	騒音に係る環境基準の類型指定	25. 3	鹿児島県「微小粒子状物質(PM2.5)に関する注意情報の発表」の運用開始
25. 4	組織整備に伴い再生可能エネルギー推進課新設		水生生物保全環境基準項目として直鎖アルキルベンゼンスルホンサン及びその塩を追加
	環境保全課 大気騒音係(6人)、		
	水質係(6人)、浄化設備係(7人)		
26. 4	一般財団法人かごしま環境未来財団設立		
27. 3	コミュニティサイクル運用開始		
27. 4	かごしま環境未来館指定管理者制度導入		
	(指定管理者:公益財団法人かごしま環境未来財団)		
	組織整備に伴い環境協働課廃止		
	組織整備に伴う変更		
	環境保全課 環境保全係(7人)、		
	自然共生係(5人)、浄化設備係(7人)		
	保健環境試験所 理化学検査係(6人)		

【自然保護関係】

年月	市 関 連 事 項	年月	そ の 他
昭和		昭和	
46. 1	環境保全室自然あいご班設置	6. 3	「国立公園法」制定（6.10.1 施行）
47. 4	自然遊歩道「三重岳コース」指定	6	「城山」が国の文化財として、史跡、天然記念物に指定
5	自然遊歩道「慈眼寺コース」指定		
10	自然遊歩道「烏帽子岳 登山コース」指定	32. 6	「自然公園法」制定（32.10 施行）
47. 12	自然遊歩道「城山コース」指定	38. 3	「狩猟法」を「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に改正
48. 11	「野鳥の森」として長田町（城山団地隣接地）指定	47. 3	「自然環境保全法」が交付
1	小学校5年生の副読本「鹿児島市の自然」発行開始	48. 3	「鹿児島県自然環境保全条例」制定
7	環境保全局環境保全部自然あいご課設置		
9	「自然保護作品集」の前身である「自然あいご作品集」第1号発刊		
12	自然遊歩道「寺山コース」指定		
49. 3	「愛宕山」良好自然環境保護地区指定 「鹿児島神社境内のクスノキ」他10本を保存樹として指定、「荒田八幡宮のクスノキ」他5か所を保存樹林として指定	49. 5	自然保護憲章制定
9	「白山姫神社境内のモミ」他8本を保存樹として指定、「若宮神社境内のクスノキ、その他」他2か所を保存樹林として指定		
11	自然遊歩道「烏帽子岳 動物園コース」指定		
50. 3	「妙行寺内のホルトノキ」他6本を保存樹として指定、「下田公民館のタブノキ、モミ」を保存樹林として指定		
12	「下伊敷地区」良好自然環境保護地区指定、「西郷野屋敷跡のヤマモモ」を保存樹として指定		
51. 3	「春日神社境内のクスノキ」他3本を保存樹として指定、「栄門公園、玉江小学校のクスノキその他」を保存樹林として指定、自然遊歩道「錫山コース」指定		
8	機構改革により建設局都市計画部緑化推進課に移管		
52. 3	「吉野小学校内のアキニレ」他4本を保存樹として指定		
53. 4	「慈眼寺運動公園のユーカリ」他3本を保存樹林として指定		
55. 3	「東桜島町のアコウ」を保存樹として指定	55.	「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）
56. 3	「祇園之洲公園のクロガネモチ」を保存樹として指定		
12	「錫山小中学校内のセンダン」を保存樹として指定		
60. 3	「小松帯刀屋敷跡のウメ」を保存樹として指定		
62. 4	機構改革により建設局都市計画部公園緑化課に移管		
		63. 3	「鹿児島県ウミガメ保護条例」制定
平成			
4. 4	機構改革により環境局環境保全部環境保全課に移管		
6	鹿児島市ウミガメ連絡協議会設置要綱制定		
5. 4	「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき、鳥獣（愛がん目的）の捕獲許可・飼養許可等に係る県からの委任事務を行う。		
5	「ホタルを見る夕べ」開催（かごしま健康の森公園）		

年月	市 関 連 事 項	年月	そ の 他
平成		平成	
5. 6	県及び市施工の良好自然環境保護地区災害復旧工事（愛宕山）	5. 5	「生物多様性条約」締結
8	未曾有の大豪雨による保護地区の一部方面崩壊	5. 12	屋久島と白神山地を世界遺産条約に基づく自然遺産として登録
11	愛宕山（保護地区）の一部で急傾斜地崩壊対策事業による防災工事（県施工）		
10.	「ホテルを見る夕べ」建設局都市計画部公園緑化課へ移管		
12. 4	機構改革により環境局環境部環境総務課に移管 鳥獣の捕獲許可、飼養許可事務の一部が県から市へ権限移譲される	12. 5	世界自然遺産会議（屋久島・鹿児島市）
13. 4	ヤマドリの販売許可事務が県から市へ権限移譲される		
		14. 7	「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に改正（15. 4. 16施行）
15. 2	良好自然環境保護地区（下伊敷地区）の区域の変更	15. 3. 25	「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」締結
7	「五ヶ別府町のヤマザクラ」を保存樹として指定		
16. 3	鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例公布（16. 4. 1 施行） 鹿児島市自然遊歩道の指定等に関する要綱公布（16. 4. 1 施行）	16. 6. 2	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（17. 6. 1施行）
4	ヤマドリの卵の販売許可事務が県から市へ権限移譲される		
5	保存樹等及び自然環境保護地区標識の修正業務（条例の名称変更等によるもの）		
11	平成16年度急傾斜地崩壊対策事業（県施工）のため、自然環境保護地区（愛宕山地区）の一部を県に寄付		
17. 2	自然環境保護地区（愛宕山地区）の区域の変更		
4	「岡之原町のイチイガシ」及び「下福元町のヤマザクラ」を保存樹として指定		
18. 6	「喜入町のフウ」「上谷口町のクスノキ」「桜島二俣町のクスノキ及びアコウ」を保存樹として指定		
20. 3	「東佐多町のシダレザクラ」を保存樹として指定		
21. 5	自然遊歩道「三重岳コース（南方コース）」指定		
6	自然公園法改正（22. 4 施行）		
22. 4	機構改革により環境局環境部環境保全課に移管	22. 4	自然公園法改正
11	平成22年度自然公園ふれあい全国大会を開催	24. 3	霧島錦江湾国立公園の誕生
26. 3	生物多様性地域戦略の策定		
		26. 5	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改定（27. 5. 29施行）
26. 12	牟礼岡自然遊歩道「島津の森側入口」閉鎖		
27. 4	「喜入前之浜町のソメイヨシノ」を保存樹として指定 牟礼岡自然遊歩道コース変更		

【浄化槽関係】

年月	市 関 連 事 項	年月	そ の 他
明治		明治	
22. 4	鹿児島市制施行	11.	「屎尿取締概則」制定 ☆コレラ発生により、し尿処理の基準が定められた
		13.	「屎尿取締規則」制定 「概則」廃止
		33.	「汚物掃除法」公布施行 ☆近代し尿行政の始まり
		大正	
		9.	「市街地建築物法」「旧都市計画法」公布 ☆生活環境整備に関する唯一の法律
		10.	「水洗便所取締規則」公布 ☆設置許可及び構造基準、放流水の基準が定められた
		15.	最初の浄化槽放流水質に関する報告
		昭和	
		3.	全国の汚物処理槽の設置総数5,148基
		19.	汚物処理槽の標準規格制定「浄化槽」の表現が初めて使われる
		25.	「建築基準法」公布 ☆全国の条例を統合して汚物処理槽の構造基準が定められた
			「汚物掃除法」の一部改正 ☆汚物処理槽の構造は建設省、管理面は厚生省の所管となった
		29.	「清掃法」公布 「汚物掃除法」廃止 ☆汚物処理槽をし尿浄化槽に改めた
昭和			
32.	鹿児島県汚物処理対策実施要綱制定		
38. 4	鹿児島県清掃協議会発足	36.	し尿浄化槽の要領算定基準制定
42. 11	鹿児島県浄化槽管理士会設立	38.	清掃法施行規則の一部改正 ☆合併処理浄化槽や活性汚泥法等新しい技術を取り入れ、放流先の条件により、BODの基準、定期点検義務が定められた
		44. 5	浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A3302)制定
43. 4	鹿児島市し尿浄化槽管理業条例を公布	46. 9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行 ☆広域的見地から環境問題等生活環境の保全を図ることとなった
7	衛生部庶務課を新設	47. 6	「廃棄物処理施設緊急措置法」公布施行
46. 10	清掃部業務課に浄化施設係新設 3人体制	51. 6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正 ☆海洋汚染防止法の改正に伴う改正
		52. 3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正 ☆規則・罰則の強化
47. 4	鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則を制定		
48. 4	1人増員で4人体制	58. 5	「浄化槽法」公布 ☆国家資格として浄化槽設備士、浄化槽管理士制度が設けられ製造、施工、保守点検、清掃等一連の過程を一元的にとらえ規制を強化した
48. 7	環境保全局環境事業部業務課浄化施設係(機構改革)	60. 2	浄化槽管理士の第1回国家試験
51. 8	環境局環境事業部業務課浄化施設係(機構改革)	60. 6	浄化槽設備士の第1回国家試験
53. 3	1人増員で5人体制	60. 10	「浄化槽法」全面施行
57. 4	「鹿児島市し尿浄化槽指導要綱」制定	61. 12	政府予算案で合併処理浄化槽国庫補助等決まる
57. 7	環境局環境事業部管理課指導係(機構改革、増員) 8人体制		
8	鹿児島市公衆便所設置及び管理要領施行	62. 9	10月1日を「浄化槽の日」に制定
		62. 10	第1回全国浄化槽大会、技術研究集会を開催
10	開発行為に関する浄化槽の取扱い要領施行		
60. 10	鹿児島市浄化槽保守点検業者登録に関する条例及び同施行規則公布		
60. 11	鹿児島市浄化槽法施行細則公布		
61. 4	「鹿児島市浄化槽指導要綱」施行 保守点検業者登録開始 1人減員で7人体制		
62. 4	環境局環境事業部管理課浄化設備係(機構改革)		

年月	市 関 連 事 項	年月	そ の 他
平成 63. 4	鹿児島市小型合併処理浄化槽設置補助事業 スタート(10人槽以下の専用住宅)	63. 4	小型合併処理浄化槽の構造基準・維持管理基準・処理対象人員算定基準の施行
元. 4	補助事業内容の拡充(単独転換に上乗せ補助)	平成 2. 2	全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会 設立総会
3. 4	補助事業対象地域の拡大	2. 10	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会 設立総会
4. 4	環境局清掃部管理課浄化設備係(機構改革)	5. 10	小型合併処理浄化槽機能保証制度の実施
5. 4	補助事業対象地域の拡大	7. 6	浄化槽法7条及び11条検査に基づく検査内容及び方法、検査結果の判定等についての通知
5. 6	「鹿児島市浄化槽指導要綱」全部改正 (工事、維持管理の一層の適正化)	8. 3	し尿浄化槽の構造基準の改正 ☆窒素、燐を除去する高度処理性能の構造を追加
7. 4	補助事業対象地域及び対象施設の拡大	9. 3	「鹿児島県下水道等整備構想」策定
9. 1	補助事業施設要件の拡充 ☆事業活動により汚水を排出する店舗付住宅を補助対象	12. 3	浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A3302)改正 ☆住宅の処理対象人員が5人槽・7人槽・10人槽(2世帯)になる
10. 4	補助事業対象地域の拡大	13. 4	「浄化槽法」改正 ☆浄化槽の定義から単独処理浄化槽を削除、「みなし浄化槽」と定義され、製造、施工が禁止された
11. 4	1人減員で6人体制 対象浄化槽の拡大(50人槽以下を対象)	14. 1	保守点検時にオルトリジンによる残留塩素を測定する方法を禁止
12. 4	環境局環境部環境総務課浄化設備係 (機構改革)6人体制 「鹿児島市浄化槽指導要綱」全部改正 (現行指導基準との整合性を高める)	17. 4	「地域再生法」施行 ☆内閣府の地域再生計画 スタート
13. 4	「鹿児島市浄化槽指導要綱」一部改正 (浄化槽法改正に伴う改正)	18. 2	「浄化槽法」改正 ☆目的に「公共用水域等の水質の保全」を明示 ☆放流水の基準を20mg/Lに規定 ☆7条検査の検査時期の適正化 ☆適正な維持管理を確保するための行政の監督規定の強化
14. 2	鹿児島市公衆便所の設置及び管理に関する要領 施行	21. 3	鹿児島県「生活排水処理施設整備構想」策定
14. 5	「鹿児島市浄化槽指導要綱」一部改正 (ディスプレイ対応浄化槽の整備)		
16. 11	周辺5町との合併に伴い3人増員で9人体制 5町の補助制度を本市の制度に統合 「鹿児島市浄化槽指導要綱」全部改正 (合併に伴う改正)		
17. 4	地域再生計画「かごしま清流と水辺の再生計画」スタート 内閣府の「汚水処理施設整備交付金」を活用して浄化槽整備を促進		
18. 4	環境局環境部環境指導課浄化設備係 (機構改革、減員)8人体制		
19. 4	「鹿児島市浄化槽指導要綱」一部改正 (送風機の規定を改める)		
20. 1	補助事業内容の拡充(汲み取り転換に上乗せ補助開始、新築建物への補助廃止)		
21. 4	「鹿児島市浄化槽指導要綱」一部改正 (油脂分離槽の容量、維持管理)		
21. 9	7条検査料金前納制度スタート		
22. 4	環境局環境部環境保全課浄化設備係 (機構改革)8人体制 地域再生計画「かごしま清流と水辺の再生計画」(第2期)スタート		
23. 4	補助事業要件の追加(市税完納条件を付与)		
24. 4	環境局環境部環境保全課浄化設備係 (機構改革)7人体制		
27. 4	地域再生計画「水と緑が輝くまちかごしま」 水環境再生計画」スタート		